

不当な訓告処分を許すな！

時系列等報告書の強要はやめろ！

2月3日、東京第二運輸所分会の組合員、尾崎さん・杉澤さんに不当な「訓告」処分が通告されました。

尾崎さんには、昨年12月に時系列等報告書の提出を拒否したことが直接の処分理由となっています。

尾崎さんは、携帯電話（会社貸与の物）を寝室に置き忘れたのですが、このことについては乗務報告書に記入し報告したうえに口頭でも報告しているのです。

報告の義務は十分果たしているにもかかわらず、「時系列等報告書」を提出しないことに対する[訓告]は明らかに不当な処分です。

最終乗務の花束贈呈を妨害しておいて 訓告処分は不当だ!!

杉澤さんは昨年11月29日に管理者に対して「暴言を吐いた」ということでの「訓告」です。

事件の発端は「駅還流」によって転勤になる組合員の最終乗務の際に家族の花束贈呈行為に対し会社が妨害をしたことにあります。このときに「花束ぐらい良いだろう」と監視に来た管理者に話しかけたことが「暴言」にされてしまったのです。

最終乗務に駆けつけた家族の花束贈呈もさせない温かさも無い会社とは何か!明らかに言いがかりでの訓告処分を許さない!!

不当な訓告処分に断固抗議する！！